

2025 年度
事業計画書

2025年3月

公益財団法人 日本医療機能評価機構

2025 年度 事業計画

評価機構は、中立的・科学的な立場で第三者機関として、医療の質・安全の向上と信頼できる医療の確保により国民の健康と福祉の向上に寄与するため、病院機能評価事業など様々な公益目的事業を総合的に実施している。

2025 年度は、設立 30 周年かつ新中期事業計画の初年度にあたり、各事業においては、最近の医療や社会の動きを踏まえて中期事業計画のビジョン達成に向けて積極的な取り組みを展開していく。また、平行して組織の基盤となるガバナンスの強化、人材投資の推進にも取り組んでいく。

A. 独自事業（自己資金事業）

- 【1】 病院機能評価事業
- 【2】 教育研修事業
- 【3】 認定病院患者安全推進事業
- 【4】 産科医療補償制度運営事業

B. 補助金等事業

- 【1】 EBM 医療情報事業
- 【2】 医療事故防止事業
- 【3】 医療の質向上のための体制整備事業
- 【4】 研究開発等事業（医師国家試験・医学教育に関する研究）

C. 各事業活動を支える評価機構共通の取組み

A. 独自事業（自己資金事業）

【1】 病院機能評価事業

2025 年度は、2025-2029 年度の中期事業計画の初年度にあたる。中期事業計画の一つである病院機能評価の病床シェア率 45%達成に向けた事業体制の強化として、2025 年度は、サーベイヤーの新規採用と既存サーベイヤーの養成に注力し、2026 年度からは訪問審査実施可能件数を増加する。

同時に、これは、2020 年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響により続いてきた、本来の認定有効期限を越えて受審する病院（受審延期病院）対策でもある。これにより、2026 年度中に受審延期病院の解消を目指す。

I. 病院機能評価

1. 2025 年度の主要な取り組み

1) 訪問審査等 実施件数

(1) 本審査 (主たる機能) 500 件

○新規受審病院 100 件

○更新受審病院 400 件

※病院の役割、機能に応じて主たる機能種別を一つ選択する。原則、最も病床が多い機能を主たる機能種別として選択する。

(2) 本審査 (副機能) 150 件

※主たる機能種別以外に機能を有する場合、副機能として、複数の種別を同時または後日追加して受審することができる。副機能の受審は任意である。1 病院が複数の副機能を受審することがあるため、副機能の実施件数は病院数とは一致しない。

(3) 補充的な審査 175 件 (実施見込み件数)

(4) 高度・専門機能評価 28 件

○救急医療・災害時の医療 4 病院

○リハビリテーション (回復期) 24 病院

※本体審査の受審病院で、かつ専門領域において高い水準を維持している病院を対象とする。

(5) 「期中の確認」対象病院 480 病院

○提出率 90%

※2023 年 4 月～2024 年 3 月に認定された病院が「期中の確認」提出対象となる。

※提出率は、本来提出すべき期限までに提出した病院数によって算出する。

(6) 確認審査および再審査実施件数 30 病院 (実施見込み件数)

(7) 改善審査実施件数 30 病院 (実施見込み件数)

(8) 医療安全審査

医療安全審査は、前年度に引き続き、病院機能評価認定に関する運用要

項第 21 別紙 3 に該当し、かつ①、②のいずれかに該当する事例を報告・審査の対象とする。

- ① 日常的な認定条件からの逸脱が要因となった可能性が高い医療事故
- ② 認定病院の社会的信用を著しく失わせる恐れがある医療事故

2) 2026 年度受審病院の確保 (受審申込件数)

(1) 本審査 (主たる機能)	550 件
○新規受審病院	50 件
○更新受審病院	500 件
(2) 本審査 (副機能)	180 件
(3) 高度・専門機能評価	25 件
○救急医療・災害時の医療	3 病院
○リハビリテーション (回復期)	22 病院

3) 病院機能評価データブック作成

病院機能評価を受審し 2024 年度に認定の判定が決定された病院のデータを取りまとめて、病院機能評価データブックを作成する。

4) 病院機能評価に関する研究開発

【次期病院機能評価開発】

- (1) 3rdG (機能種別版評価項目) のこれまでの総括 (効果検証と課題の整理)
各種データの分析を行うとともに、受審病院・サーベイヤ等ステークホルダーの意見収集を実施し、機能種別版評価項目 (一般病院 3 を含む) の効果検証と課題を整理する。
- (2) 4thG (仮称) に向けた改訂の方向性と Ver. 4.0 (仮称) 改定方針検討
- (3) IAP 要求事項の精査および他の評価制度の情報収集
上記の (1) で明らかとなった課題解決に向け、IAP および他の評価制度の要求事項や審査方法に関する情報収集を行う。
- (4) 病院機能評価における IT (WEB・AI) 活用の調査および仕組み構築
病院機能評価事業拡大に向けて、IT (WEB・AI) を活用した審査方法について調査を行い、効果的なものについては仕組みの構築に着手する。

2. 事業の改善の取り組み

1) 受審病院満足度調査の実施

評価結果を受領した病院を対象に、病院機能評価事業に関する満足度調査を継続し、改善に取り組む。

2) 審査実施体制・手順の見直し

次の通り審査実施体制・手順の見直しを行う。

- (1) 旅費計算作業の見直し（継続）
- (2) 「総括」のサーベイヤー等への外注の拡大（継続）
- (3) AI を活用した「総括」作成の検討
- (4) 報告書所見記載方法の継続的な見直しと周知（継続）
- (5) サーベイヤーサポートサイト更改（継続）

3. ステークホルダーとのコミュニケーション

1) 会議の開催等

- (1) 評価事業運営委員会 2回
- (2) 評価委員会 12回 評価結果と認定の判定
- (3) 評価部会 36回 審査結果報告書の検討
 - 一次評価部会 24回
 - 二次評価部会 12回
- (4) 患者安全部会 4回 医療安全審査
- (5) 評価項目改定部会 8回

2) Improve の発行

2023-24 年度に認定を取得した病院を取材し、改善事例や受審に向けた取り組みを小冊子『Improve』にまとめて、年 2 回(10 月、2 月) 発行する。取材時の動画も併せて公開する。

3) 患者・一般市民向け広報

以下の取り組みを通じて、病院機能評価事業に関する患者および一般市民の認知向上を図る。

- (1) 一般向け広報の充実。

- (2) 地方新聞における連合広告企画に対し、事業概要を説明する資料を提供する。

4. その他

1) 診療報酬改定等に関する対応

2026年度診療報酬改定に向けた情報収集・発信を行う。

II. 病院機能改善支援

II-1. 病院機能評価受審に関する支援

コロナ禍を経て、動画配信やオンラインによる改善支援を拡充してきたが、より手厚い対面によるセミナー等を実施し、受審準備を円滑に進めることを支援する。

また、認定期間中の病院を対象に、病院の継続的な質改善活動を支援する「期中の確認」活用説明会の開催、および病院機能評価の評価項目に関連するデータの活用等、新たな仕組みについて検討を開始し、中期事業計画の一つである更新辞退防止につなげる。

1. 2025年度の主要な取り組み

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| 1) 改善支援セミナー | 3回 |
| ○総合 | 2回 (対面+後日配信) |
| ○総合 (一般病院3) | 1回 (対面+後日配信) |
| 2) オンライン無料受審相談会 | 5回 |
| ○一般病院3 | 1回 |
| ○一般病院3以外 | 4回 |
| 3) 未受審・未申し込み病院向け無料概要説明会・相談会 | 2回 |
| 4) 申込済み病院・認定病院向け説明会 (事務手続き) | 6回 |
| 5) サーベイヤー・講師派遣 | 180件 |
| ○サーベイヤー派遣 (現地) | 160件 |
| ○オンライン支援 | 5件 |
| ○講師派遣 | 15件 |

新6) 「期中の確認」活用説明会 6回

継続した質改善活動支援として、「期中の確認」の活用に関する説明会を実施する。

7) 都道府県病院協会等との共催セミナー 6回

2. 事業の改善の取り組み

新1) 認定期間中の病院に対する質改善支援の仕組みの検討

認定病院の経営企画室、質改善担当部署を対象に、データ収集、KPI 策定など、認定取得から更新審査までの継続的な質改善活動体制の構築を支援する仕組みを検討する。

2) 顧客ニーズを取り入れた改善

各種セミナー等参加病院を対象としたアンケート調査および対面またはオンラインによるヒアリングを通じて受審病院のニーズを把握し、セミナーやサーベイヤーパー派遣等プログラムの内容を改善する。

3. ステークホルダーとのコミュニケーション

病院訪問、オンライン面談等を通じて個別病院のニーズを把握し適切な支援を展開する。

II-2. 継続的な質改善活動を促進するための支援

患者満足度・職員やりがい度調査および医療安全文化調査について、参加病院間でのデータ比較や好事例共有を通じて、データを用いた継続的な質改善活動を支援する。

1. 2025 年度の主要な取り組み

1) 患者満足度・職員やりがい度活用支援

- 参加病院目標数 470 病院
- 活用支援セミナー 1 回
- 新規病院向け説明会 4 回
- 参加病院向け説明会 2 回

2) 医療安全文化調査活用支援

- 参加病院目標数 130 病院
- 活用支援セミナー 1 回
- 新規病院向け説明会 4 回

○ 参加病院向け説明会

1 回

2. 事業の質改善の取り組み

1) 医療安全文化支援システムの更改

2024 年度に開発した調査システム（安全文化調査項目 Ver. 2.0）での運用を開始する。

新 2) 患者満足度・職員やりがい度調査支援システムの更改

現在使用しているシステムを改定した新システムの開発を行い、2026 年度からの運用開始を目指す。

3) 既存サービスの効果検証

患者満足度・職員やりがい度調査および医療安全文化調査の参加病院数および継続参加率を指標とする。

3. ステークホルダーとのコミュニケーション

1) 年報・活用事例集の発行

(1) 患者満足度・職員やりがい度活用支援

- 年報 1 号
- 活用事例集 4 号

(2) 医療安全文化調査活用支援

- 年報 1 号
- 活用事例集 4 号

2) 関連学会における広報

(1) 患者満足度・職員やりがい度活用支援

看護管理学会における演題発表 1 回

(2) 医療安全文化調査活用支援

医療の質・安全学会における企画セッション 1 回

3) 医療制度等に関する情報収集および厚生労働省への働きかけ

Ⅲ. サーベイヤー養成

1. 2025 年度の主要な取り組み

1) 新規サーベイヤーの確保

- (1) 160名程度のサーベイヤーの新規養成
- (2) 新規委嘱サーベイヤー向けのプレOJT研修会 4回
- (3) 委嘱後早期のOJT実施
- (4) OJT修了者を対象としたフォローアップ研修会 2回

2) 継続研修の強化

- (1) 新任リーダー研修会 3回
- (2) 機能種別ごとの研修会 7回
- (3) OJT指導者研修会 1回
- (4) 高度・専門機能(回りハ)担当者向け研修会 1回
- (5) すべてのサーベイヤーが主体的に学習できる勉強会の定期的な開催と
Web学習コンテンツの配信

2. 事業の質改善の取り組み

- (1) リーダー向け研修の強化(3回)とリーダー業務の均質化
- (2) 多機能種別を担当できるサーベイヤーの増員

3. ステークホルダーとのコミュニケーション

1) 会議の開催等

- (1) サーベイヤーフォーラム 1回(集合)
- (2) サーベイヤー選考部会 2回
- (3) サーベイヤー研修部会 2回

【2】教育研修事業

1. 2025 年度の取り組み方針・計画（概要）

病院機能評価を利用した組織的な質改善活動を実効あるものとするために、日常のなかで医療の質や安全を継続して高めようとする組織文化の醸成や、それを支える職員の学びの場を確保することは、本事業の重要な柱のひとつである。

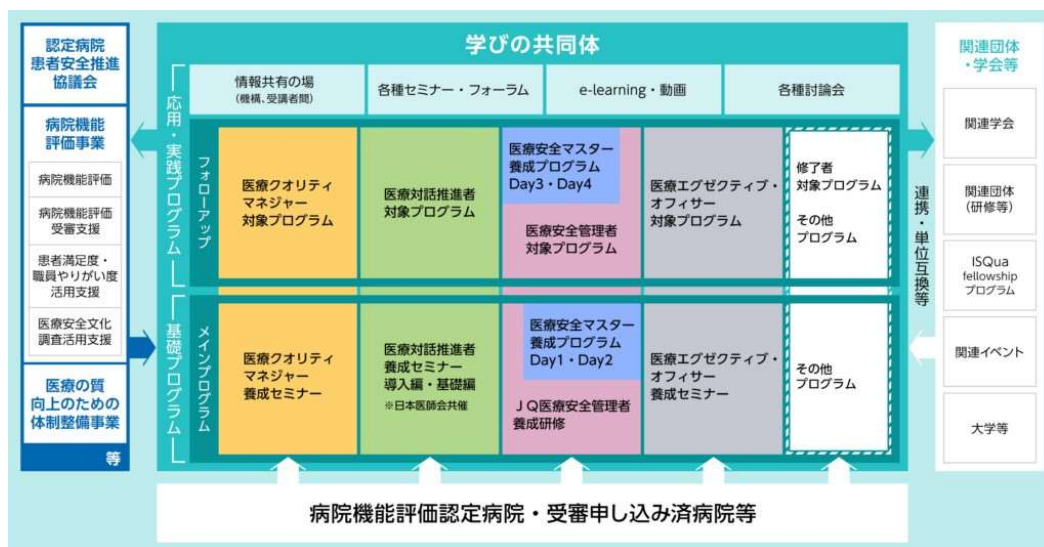
2025 年度は、既存研修の継続的開催に加え、病院経営幹部層を対象として、「医療エグゼクティブ・オフィサー養成セミナー」を新規に開講する。また、各セミナーの概要や位置づけを纏めた広報資料を作成し、より多くの医療機関や医療者へ周知する。

2. 2025 年度の主要な取り組み

1) 「学びの共同体」の提供

評価機構が構想する「学びの共同体」通称 JQ-MAP は、さらなる成長を希求する医療者が組織や立場を超えて交わる、まなび(MAnabi)のプラットフォーム(Platform)を志向している（図1）。

病院等に所属する職員の自律的で継続的な学びの場を提供し、多職種で議論を重ね、組織を超えて共同する場づくりを支援する。



(1) 医療クオリティ マネジャー養成セミナー

医療クオリティ マネジャー養成セミナーは、病院内の継続的な質改善活動の中心的な役割を担う「医療クオリティ マネジャー」を養成する研修プログラムであり、2012 年度から開催している。

セミナーでは、医療の質に関する幅広い知識や課題発見・分析スキル、質改善活動を推進するためのマネジメントスキル等を習得して質改善活動の

実践力を高める。

2025年度は、一部の講義内容の見直しを行って「e-learning+オンラインライブ」を2回開催し合計145名の修了者を見込む。

(2) 医療対話推進者養成セミナー

医療対話推進者養成セミナーは、患者・家族と医療機関の職員との間で生じる問題等について、対話を通じて協働的かつ柔軟な解決を図る「医療コンフリクト・マネジメント」という考え方に基づく研修プログラムである。2004年度から「医療コンフリクト・マネジメントセミナー」として、認定病院患者安全推進協議会で開発し、2013年度から、「医療対話推進者養成セミナー」に変更し、日本医師会と共催で開催している。

セミナーは、医療対話の基礎知識等を学ぶ総論編と対話スキルや対応方法を学ぶ各論編により構成している。

2025年度は、「e-learning+オンラインライブ」は1回あたりの定員を減らして(1回の講師数に合わせて調整)4回開催し、「e-learning+対面」は3回開催し、合計380名の修了者を見込む。

(3) JQ 医療安全管理者養成研修

JQ 医療安全管理者養成研修は、多職種を対象とした医療安全管理者を養成するための e-learning を活用した研修であり、2022年度から開催している。

2025年度は、開講から3年目となるため、受講者アンケート結果を踏まえ、各講義内容とプログラム全体の見直しを行う。

なお、当研修は評価機構が研修の全課程を管理・提供する「個人受講」と、コンテンツの普及・活用の推進のため団体管理者を通じて e-learning コンテンツのみを提供する「団体連携」の2種類により教材を配信している。

① 個人受講

○形式：e-learning+参加型研修

○実施回数：e-learning 年2回、参加型研修を年6回開催

○受講者数見込：計400名程度

② 団体連携

○2025年度は4団体(セコム医療システム、徳洲会本部、IMS本部、文化連)との継続契約を見込む。

○さらに、医療法人団体等へのヒアリングや提案を通じて、新たな団体との連携および契約締結を目指して広報する。

(4) 医療安全マスター養成プログラム

医療安全部門の責任者・専従者を主な対象として、院内の医療安全管理業務における実務と教育の質をさらに高めていくことを目的に開催している。

医療安全管理者としての日々の実践を、基礎講義の受講を通して振り返り、業務へのさらなる理解を促す基本研修（Day1・Day2）と、より応用的なテーマを自ら考え議論する場としての継続研修（Day3・Day4）を開催する。

2025年度は、JQ医療安全管理者養成研修との連携を含めて当セミナーの位置づけを明確にし、広報の強化を図る。

① Day1・Day2

- 形式:e-learning+オンラインライブ
- 実施回数:年1回
- 受講者数見込:計50名程度

② Day3・Day4

- 形式:オンラインライブ(予定)
- 実施回数:1.5年毎開催
- 受講者数見込:計30名程度

(5) 医療エグゼクティブ・オフィサー養成セミナーの開催

2023年度から病院組織の管理職層を対象に「ケースメソッドで学ぶ病院経営・病院管理をテーマとした研修」を試行してきた。

これまで試行してきた、Case-Method Learningのプログラムを教育手法として、2025年度から新規のセミナーとして開講する。

- 開催期間:10か月
規定回数以上の出席、かつ修了課題の発表により修了とする。
- 対象:一般病院における経営幹部層
- 受講者数見込:30名程度

(6) フォローアップセミナー

上記の(1)～(3)の各基礎プログラムを修了した者を対象とした継続的な学びの場として、フォローアップセミナーを、オンラインライブまたは対面により開催する予定である。

- 医療クオリティ マネジャー対象:年4回程度
- 医療対話推進者対象:年10回程度

- 医療安全管理者（個人受講修了者と団体連携修了者）対象：年3回程度
- 各修了者共通：年1回程度

(7) e-learningの効果的運用とコンテンツの充実

現在、(1)～(4)の各基礎プログラムを修了した者を対象とした継続的な学びの場として、動画配信システムを活用して講義動画を配信している。

各基礎プログラム修了者向けに、新たな動画コンテンツを各数本ずつ作成するほか、基礎プログラムで視聴したコンテンツの再配信や、フォローアップセミナーの録画配信、他事業で制作した動画コンテンツの利用なども検討し、学習コンテンツのさらなる充実を図る。

2) 基礎プログラム修了者を対象とした認定・更新制度

継続的な知識やスキルの習得と維持向上を支援することを目的として、医療クオリティ マネジャーおよび医療対話推進者を対象とした認定・更新制度を運用している。

(1) 医療クオリティ マネジャーの新規認定・認定更新

基礎プログラム修了後、約2年間の質改善活動を実践した後、認定の申請、質改善活動の実践レポートの査読および審査部会での審議を経て認定となる。その後3年ごとに、所定の要件を満たしたうえで、認定更新の申請を行うことにより認定が継続される。

2025年度の新規認定対象者は140名、認定更新対象者は34名（合計174名）である。

(2) 医療対話推進者の認定更新

基礎プログラム（20時間以上）の受講により認定となる。その後3年ごとに、所定の要件を満たしたうえで、認定更新の申請を行うことにより認定が継続される。

2025年度の認定更新対象者は455名である。

3. 事業の質改善の取り組み

1) 事業・サービスの品質向上のための検討

講師や受講者、受講者が所属する病院へのアンケートやヒアリングを通して、研修内容や研修運営における課題を可視化・抽出し、事業・サービスの改善を図る。

2) 業務の効率化

受講者管理システム、請求書発行システム、学習管理システムの運用について、受講者・修了者の利便性、事務局の事務作業（個人情報変更作業や各種確認業務等）の業務負担軽減の面から評価して業務の改善を図る。

4. 委員会・部会の開催

1) 運営委員会

教育研修事業に関わる事項の検討や審議を行う（年2回）。

2) 教育研修企画部会

継続的に提供している教育コンテンツの改訂や新たなプログラムの開発を行う（年2回）。

3) 認定・更新審査部会

医療対話推進者や医療クオリティ マネジャーの認定や更新に関わる事項について審議を行う（年2回）。

5. 特定機能病院管理者研修の実施

厚生労働省補助金事業：2025年度予算額 12,011 千円

特定機能病院の管理者、医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理者等を対象に特定機能病院管理者研修を実施する。

本研修は、厚生労働省の委託を受けて2017年から実施しており、毎年約370名の参加があった。

2025年度も公募に応募し採択された場合は、講義コンテンツの追加・修正を図り、初めて受講する者を対象とした研修を3回開催し、100名の参加者を見込む。また、初回研修を受講した者を対象とした継続研修を年6回開催し、270名程度の受講者を見込む。

【3】認定病院患者安全推進事業

1. 2025年度の取り組み方針・計画（概要）

認定病院患者安全推進協議会は、病院機能評価の認定を取得した病院の有志が主体となって、患者安全の推進を目的に2001年に厚生科学研究の一環として活動を開始し、2003年4月から評価機構の事業として運営している。

患者安全に関して緊急性の高い課題に応じた検討会の設置への提案を行うとともに、今後の新規部会設定に向けた情報収集を行う。セミナー等の開催や患者安全推進ジャーナルを発刊するなどの活動を通じて、日本全国の病院における患者安全の推進に寄与することを目指す。

2. 2025年度の主要な取り組み

1) 会員病院の確保

年会費60,000円（継続）とし、会員病院1320病院（構成率64%）を確保する。

新規認定病院については、初年度年会費無料キャンペーンを継続する。

2) セミナー・フォーラム等の開催

オンラインを中心としたセミナーやフォーラム等を開催し、会員病院からの参加を促し交流の場を提供する。

(1) セミナー等

部会、検討会ごとに患者安全に係わる課題に応じた原因分析・有効な事故防止策等について、セミナー、シンポジウムを開催するなど、情報共有を図る。

① 部会（薬剤安全部会、検査・処置・手術安全部会、施設・環境・設備安全部会）のセミナー

○開催：2回～3回

○形式：オンライン開催、シンポジウム・グループワークを半数ずつ

○参加数見込：シンポジウムは300人程度、グループワークは50人程度

② 教育プログラム部会のテーマ別少人数セミナー

○開催：3～5回

○形式：オンライン開催中心。ただし内容により対面開催の場合あり

○参加数見込：各20～50人程度

(2) 地域フォーラム・特別セミナー

幹事病院が中心となりその地域の特徴を生かし現地開催としていた従来の地域フォーラム開催を検討しつつ、開催緊急性の高い課題については、特別セミナーを企画して情報提供を行う。

(3) 全体フォーラム

部会活動報告会を兼ね、患者安全に関する情報提供を行う。

- 回数：1回
- テーマ：調整中
- 形式：オンライン開催
- 参加数見込：500人程度

3) 情報発信・活動成果の還元

安全情報の提供として、患者安全ジャーナルの発刊、教育動画の配信、その他活動成果物の還元を行う。

(1) 機関誌「患者安全推進ジャーナル」の発行

患者安全推進のために必要な情報を、誌面を通じて会員病院に提供する。

- 発行回数：通常号：4号／年度、別冊1号／年度（見込）

(2) 動画の配信

- 教育動画（撮り下ろし、4本）の公開（10月～翌年9月公開）
- セミナー・フォーラム動画の事後公開（オンデマンド配信）（開催後6か月間公開）

(3) 提言等

- 2025年度各部会計画立案時に決定

(4) 教育プログラム開発

- 2025年度各部会計画立案時に決定

(5) ホームページ

- 活動報告、セミナー等案内、動画配信、患者安全に関連する情報の提供
- 会員病院の利便性を高めることを目的に、情報を入手しやすい画面の追加等のリニューアルを実施する。

(6) X (旧 Twitter)

- PSP活動に関するこまめな情報発信（ホームページを補完する位置づけ）

3. 事業の質改善の取り組み

会員病院等外部からの問い合わせへの対応・回答を速やかに行う（現状維持）。業務の効率化、および主担当業務の可視化を行う。また、特定の担当者に限らず業務の対応が可能となるように業務を整理する（特に会員病院管理等）。職員のシステム操作のスキルアップを図る（前年度から継続）。

4. 委員会・部会の開催

1) 委員会・部会等

事業運営委員会および実務者による委員会（企画調整会議）を開催する。また、5部会を設置し、課題に応じた原因分析・有効な事故防止策等を検討する。

(1) 開催回数

- 事業運営委員会：2回／年度
- 企画調整会議：3回／年度
- 4部会：各3回／年度
- ジャーナル企画部会／4回)

【4】産科医療補償制度運営事業

一部厚生労働省補助金事業（原因分析・再発防止）

2025年度予算額 105,891千円

1. 2025年度の取り組み方針・計画

産科医療補償制度について、安定的な業務運営を持続し、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決や産科医療の質の向上を図る。また、2025年1月より新たに開始した産科医療特別給付事業について、実施要綱に基づき適正な審査および迅速な給付を行う。

2025年10月にリリースを予定している次期システムについて、加入分娩機関への周知、円滑な業務移行と安定稼働に取り組む。

2. 2025年度の主要な取り組み

1) 産科医療補償制度の運営

2009年1月の制度開始から17年目を迎えるが、2025年度についても制度の周知・広報に努めるとともに、審査、原因分析、再発防止の取り組みについて事業の質を維持・向上させ、安定的かつ効率的な事業運営を行う。

また、2025年10月にリリースを予定している次期システムについて、計画通りにシステムリリースを行うとともに、円滑な業務移行を図る。

(1) 審査・補償の実施

補償申請された事案について速やかに審査を行い、補償対象事案は迅速に補償金が支払われるよう、引き続き業務の効率化を図って運営する。審査においては、産科医療特別給付事業に給付申請された事案の審査も行うことから、適正な審査が維持できるよう、審査態勢の整備に取り組む。また、補償金については、2029年までの件数増加への対応として、これまでの郵送による請求に加え、次期システムのリリースに伴い新たに電子請求も導入することから、適正な支払いが行えるよう補償金支払態勢の整備に取り組む。

制度開始以降の審査件数および審査結果の累計

(2024年11月末現在)

	審査 件数	審査結果			
		補償対象	補償対象外		継続審議
			補償 対象外	再申請可能※	
総計	5,767	4,403	1,319	39	6

※審査では補償対象とならないものの、将来所定の要件を満たして再申請された場合、改めて審査するもの

(参考) 審査が終了した児の審査件数および審査結果 (2024年11月末現在)

児の生年	審査件数	審査結果	
		補償対象	補償対象外
2009年～2014年 ^{注1)}	3,048	2,195	853
2015年 ^{注2)}	475	376	99
2016年 ^{注2)}	432	363	69
2017年 ^{注2)}	426	340	86
2018年 ^{注2)}	429	332	97

注1) 補償対象基準は、一般審査は2,000g以上かつ33週以上、個別審査は28週以上かつ所定の要件

注2) 補償対象基準は、一般審査は1,400g以上かつ32週以上、個別審査は28週以上かつ所定の要件

※2019年出生児の補償対象件数は、2024年11月末現在で287名

(2) 原因分析の実施

①原因分析報告書の迅速な作成

2024年11月末現在で、4,092件の原因分析報告書を作成し送付している。審査結果通知から原因分析報告書送付までの平均日数が長くなっていることから、2022年度より、早期に報告書を概ね1年で作成できるよう、原因分析の各工程に要する日数の短縮や工程自体の省略・効率化など作成日数の短縮に向けた取り組みを実施している。2024年4月から11月に送付した報告書の平均作成日数は約424日(約1.16年)であり、更なる日数短縮に向け、引き続き取り組みを継続していく。また、2025年10月リリース予定である次期システムによる業務移行を円滑に進め、同システムの活用により業務効率化を図り、質の高い報告書をより迅速かつ安定的に作成する体制を構築していく。

②分娩機関への支援強化

同じ分娩機関での複数事案目の原因分析を行った結果、同じような診療行為等に関し医学的に厳しい評価が繰り返された場合に「別紙(要望書)」を送付して一層の改善を要請している。この対応において、2020年度より、改善策の策定や実施に際し分娩機関の要請があれば、日本産婦人科医会(以下「医会」)や日本助産師会(以下「助産師会」)が支援を行う体制を構築している。2024年11月末時点、医会に関しては、53件の「別紙(要望書)」送付の際に支援内容の案内を行い、4件の支援取り組みが実施された。助産師会に関しては、該当の「別紙(要望書)」送付は発生していない。今後も産科医療の質の向上のため、医会、助産師会と連携して「別紙(要望書)」対応の実効性を高めていく。

③原因分析報告書等の公表・開示

原因分析報告書要約版（個人や分娩機関が特定されるような情報は記載していない）の本制度ホームページでの公表、および原因分析報告書全文版（マスキング版）や産科制度データの研究者への開示を通じて、本制度の透明性の確保や産科医療の質の向上を図る。新たに、本制度の補償申請および原因分析のために提出された胎児心拍数陣痛図について、研究目的での利用のための開示を行うこととし、利用申請の受付を開始する。また、2024年度から利用申請の受付を開始した産科制度データについては、原因分析報告書要約版の「脳性麻痺発症の原因」を新しい項目として追加し、データ利用の促進を図っていく。

（3）再発防止の実施

①再発防止に関する報告書の取りまとめ

2024年12月までに児・保護者および分娩機関に送付した4,118事例の原因分析報告書をもとに、「第16回再発防止に関する報告書」を取りまとめ、2026年3月に公表する予定である。

「第3章テーマに沿った分析」では、従来の手法と2024年度に確立した新たな手法のうち、テーマごとに適切な手法を用いた分析を行い、同じような事例の再発防止および産科医療の質の向上に資する再発防止策等を提言する。また、「分析対象事例の概況」では、2024年度に引き続き本制度の補償対象となった脳性麻痺事例の概況をより把握できるよう、各集計表を改訂する予定である。

②再発防止および産科医療の質の向上に関する取り組み

2023年度に取りまとめた「第14回再発防止に関する報告書」の別冊として発行した「脳性麻痺事例の胎児心拍数陣痛図紹介集」は、実用性のある教育媒体となるよう、胎児心拍数陣痛図の掲載を中心として作成したことから、2025年度も継続して産科・小児科医療関係者、特に助産師・看護師を主な対象とした関連学会・団体の学術集会や講演会等を通じて効果的な周知を図る。

（4）財源確保

本制度の運営に必要となる当機構の事務経費は、毎月の掛金の一定割合を収入源としているため、出生数の減少に伴い、将来的に本制度の運営に必要な収入が得られない状況になる可能性がある。将来的な財源確保策について、本制度の関係者である保険者、厚労省や医会等の関係団体へ状況説明し理解を得るとともに、産科医療特別給付事業への返還

保険料活用の影響や出産育児一時金の在り方の検討の動向を踏まえつつ、今後の対応策について検討を開始する。

2) 産科医療特別給付事業の運営

2025年1月より開始した産科医療特別給付事業について、実施要綱に基づき、給付申請された事案について適正な審査、迅速な給付を行う。また、給付申請件数の状況を踏まえつつ、必要な人員配置を行うことで、産科医療補償制度の安定運営に影響を生じさせない体制を整備する。

3. 事業の質改善の取り組み

1) 効果検証・アンケート調査の実施

産科医療補償制度に関する各種アンケート調査を実施し、制度の効果や課題を洗い出したうえで、次回制度改定に向けた準備を開始する。

(1) 産科医療補償制度に関するアンケート調査の実施・公表

2009年1月の制度開始から15年を経過したことから、本制度に関する評価および制度運営の課題について検証し、今後の本制度の安定的な運営および本制度の充実に資する必要な情報を収集することを目的として、2024年度に分娩機関、補償対象児の保護者、一般の妊産婦・保護者を対象にアンケート調査を実施した。2025年度は、本アンケート調査の結果を集計したうえで、本制度運営委員会にて公表、報告を行う。

(2) 原因分析に関するアンケート調査の実施

2024年度に実施した産科医療補償制度に関するアンケート調査の結果を踏まえて、原因分析報告書を送付した保護者および分娩機関を対象に、原因分析報告書に対する意見の収集および今後の原因分析の質の向上に繋げることを目的とした「原因分析に関するアンケート調査」を実施する。

2) 次期システムのリリース

現行の産科Webシステムは、全国の約3,100の分娩機関とネットワークを構築し、年間約70万人の妊産婦情報の管理、20年にわたる補償金の支払管理等に15年間使われているが、改修コストが高額であることや、他の小規模システムとデータ連携ができず、非効率な事務対応等が課題となっており、これらの課題を解消するために、2023年10月より次期システム開発に着手した。

次期システムにおいては、現行業務の課題である「縦割り業務であり、業務ごとにシステム・データが分断していること」を解消し、「ながれる」「あ

つめる」「つながる」の3つのコンセプトのもと、各種業務のオンライン化、重複業務の解消、各種データを集約したデータベースの構築等により、事務対応の生産性および品質の向上を実現する。2025年10月にリリースを予定しており、全国の加入分娩機関への周知、研修、円滑なシステム移行を行うとともに、安定稼働に向けて取り組む。

3) 事務経費の削減

2022年度より取り組んでいる部内経費削減プロジェクトを引き続き推進するとともに、次期システムのリリースに伴い業務プロセスを見直すことで、事務経費の削減を図る。また、現在、外部委託を行っている事務代行業務やコールセンター業務の内製化について具体的な検討を開始する。

4) 人材育成

産科医療補償制度の審査、原因分析、再発防止の各業務に精通する医療系職員や管理職にふさわしい人材の内部育成に向けて、従来から実施している人事ローテーションを計画的に行う。

5) 部内体制の再編

2025年10月に予定している次期システムのリリースに伴い、部内運営体制の最適化の観点から審査課、原因分析課、再発防止課にまたがる業務を集約し推進する業務プロセス支援課の設置について検討を開始する。

4. ステークホルダーとのコミュニケーション

1) 制度関係者への運営状況の説明

保険者、厚生労働省、医会等の関係団体に対し、制度の運営状況や予算・決算につき定期的に報告を行う。

2) 「産科医療補償制度ニュース」の発刊

本制度の各委員や関係団体、加入分娩機関に対し、産科医療補償制度の周知、直近の運営状況やトピックスについてお知らせすることを目的に、定期的に産科医療補償制度ニュースを発行しており、2025年度においても1回以上産科医療補償制度ニュースを発行する。

3) 周知・広報等の実施

本制度の補償申請期限は、児の満5歳の誕生日までであり、補償対象と考えられる児が期限を過ぎたために補償が受けられない事態が生じないように、関係学会・団体、自治体等へ継続的に周知を行う。自治体の周知に関して、

妊産婦および児の保護者等へ制度周知している 1,075 自治体について、人口 5 万人超の自治体での実施率 70%達成となるよう取り組む。

産科医療特別給付事業の周知については、給付申請状況を踏まえながら、厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁をはじめ、産科医療関係者や、脳性麻痺児と関わる機会の多い医療・福祉関係者、行政機関、関係学会、関係団体等（障害児入所施設、特別支援学校、放課後等デイサービス等を含む）と連携して周知を行う。

5. 委員会・部会の開催

1) 産科医療補償制度における委員会・部会の運営

産科医療補償制度では 6 つの委員会を設置し、各委員会での審議を通じて制度の機能的、効率的かつ安定的な運営を実現している。2025 年度においても、各委員会の開催および審議を通じて、本制度の安定運営を図る。

	委員会名称	審議事項	開催 予定回数
①	運営委員会	産科医療補償制度全般の企画調整、維持および発展を目的として運営全般について審議を行う。	2 回
②	審査委員会	速やかに補償金を支払うために補償対象か否かについて審査を行う。	16 回
③	原因分析委員会	医学的な観点から原因分析を行い各部会で作成された原因分析報告書を確認し承認する。(毎月実施) 原因分析に関する事項について審議を行う。	3 回
④	再発防止委員会	複数の事例の分析から再発防止策等について審議を行い、再発防止に関する報告書等を取りまとめる。	5 回
⑤	異議審査委員会	補償審査についての異議・不服について、その内容等を踏まえ、再審査を行う。	7 回
⑥	調整検討委員会	原因分析を行った結果、一般的な医療から著しくかけ離れていることが明らかで、かつ産科医療として極めて悪質であることが明らかと判断された事案について、重度脳性麻痺の発症について、損害賠償責任があることが明らかか否かについて審議を行う。	なし

2) 産科医療特別給付事業における委員会の運営

2025年1月の事業開始に伴い設置した各委員会での審議を通じ、産科医療特別給付事業の円滑な事業運営を図る。

	委員会名称	審議事項	開催 予定回数
①	運営委員会	産科医療特別給付全般の企画調整、維持および発展を目的として運営全般について審議を行う。	2回
②	審査委員会	速やかに給付金を支払うために給付対象か否かについて審査を行う。	16回
③	異議審査委員会	給付審査についての異議・不服について、その内容等を踏まえ、再審査を行う。	7回

B. 補助金等事業

【1】 EBM 医療情報事業 EBM(根拠に基づく医療)普及推進事業

厚生労働省委託事業：2025 年度予算額 67,085 千円（2024 年 12 月時点）

EBM 普及推進事業（Minds）は、信頼できる診療ガイドライン等の医療情報提供を通して、患者と医療者の意思決定を支援することを目的とする。2025 年度は、診療ガイドラインの評価・選定・公開、作成支援（患者・市民参画の推進を含む）を継続し、ICT（情報通信技術）による診療支援や医療 DX に対応できる仕組みづくりを継続的に進める。さらに、関連事業・関連団体との事業連携・組織連携を強化し、本事業の成果を活用した収益基盤の構築準備・体制整備を一層推進する。

1. 事業の内容

【委託事業】

（1）診療ガイドラインの評価・選定

国内で出版・発行された診療ガイドラインの検索収集・評価・選定を継続する。高評価の診療ガイドラインについては、診療ガイドライン作成者および利用者に対してウェブサイト（Minds ガイドラインライブラリ）を通じて周知し、Minds にて選定された診療ガイドラインのブランディングの強化を図る。

- 診療ガイドライン検索収集 200 件
- 診療ガイドライン評価件数 50 件
- 診療ガイドライン選定件数 50 件
- 診療ガイドライン選定部会 3 回
- 診療ガイドライン評価専門部会 10 回

（2）診療ガイドラインの公開・Minds ガイドラインライブラリの運営

選定された診療ガイドラインの書誌情報および許諾が得られた診療ガイドラインの本文を Minds ガイドラインライブラリに公開する。診療ガイドラインの迅速な公開に向け、ガイドラインの著作権者である各学会・出版社等に加え、日本医学会・日本医学会連合との組織連携を強化する。また、診療ガイドラインデータの 2 次利用のあり方を整理する。

- 診療ガイドライン書誌情報公開件数 50 件
- 診療ガイドライン新規本文公開件数 50 件
- 診療ガイドライン選定部会（再掲） 3 回

（3）診療ガイドラインの作成・普及方法に関する調査

2024 年に新たに編成したりサーチチームの活動をさらに推進し、AI 等の ICT を活用した診療ガイドラインの最新動向を把握するとともに、GIN（Guidelines International Network）国際会議、GRADE 会議に継続的に参加し、診療ガイドラインに関する最新動向の調査とネットワーク構築を図る。

上記の調査結果を踏まえ、診療ガイドライン作成マニュアルの見直し・更新を必要に応じて実施するとともに作成団体との意見交換会を行う。診療ガイドラインと費用対効果の関係性については、関係団体との討議をもとに、基本的な考え方を整理・提案する。

- 診療ガイドライン意見交換会 1回
- GIN (Guidelines International Network) 国際会議 1回
- GRADE Working Group 会議 2回
- 診療ガイドライン作成支援部会 3回

【委託事業外】

(4) 診療ガイドライン作成セミナー・個別相談会の実施

診療ガイドライン作成セミナー及び個別相談会については委託事業外として有料事業にて実施する。セミナー開催については他組織との共催での実施を試行する。

- 診療ガイドライン作成セミナー 3回 (予定)
- 診療ガイドライン個別相談会 2回/月 (予定)
- 診療ガイドライン作成支援部会 (再掲) 3回

(5) 診療ガイドライン関連情報 (指針等) の評価・選定方法の調査・開発

日本医療研究開発機構 (AMED)^{*}と連携して、予防・健康づくり領域の指針等の作成方法および普及方法を提案する。普及にあたっては診療ガイドラインおよび指針等の作成団体である各学会や日本医学会・日本医学会連合等との組織連携を図り効果的・効率的に進める。^{*}2025年度収入：未定

(6) 診療ガイドラインの活用促進に向けた体制整備

診療ガイドラインの標準化・電子化に向けた取り組みを一層推進する。2024年度に開発した診療ガイドライン作成フォーマットのシステム化を進め、作成団体の試行を経て最終化を図る。本取り組みと併行して診療ガイドラインのICT活用事例 (機械学習技術を活用した検索システム等) を構築し、関連団体への周知・普及を強化する。

- 診療ガイドライン活用促進部会 3回

(7) 将来にわたる安定した事業運営体制の構築に向けた検討・準備

評価機構内で相乗効果が得られる事業連携の検討・準備を継続的に行う。また、厚生労働省をはじめ、日本医学会・日本医学会連合、日本医療研究開発機構 (AMED)、日本医療政策機構、日本医師会等の関連団体との事業連携を計画し体制整備を強化する。さらに、本事業の成果を活用した収益基盤の構築準備に

向け試行を開始し、収益化の実現可能性や課題を明らかにした上で、必要な体制整備を行う。

2. 運営委員会・部会等の開催

(1) 運営委員会

○EBM 医療情報事業運営委員会 2回

(2) 部会等（再掲）

○診療ガイドライン選定部会 3回

○診療ガイドライン作成支援部会 3回

○診療ガイドライン活用促進部会 3回

(3) 専門部会

○診療ガイドライン評価専門部会 10回

(4) その他 WG・検討会等

必要に応じて企画・開催する。

【2】医療事故防止事業

医療事故防止事業は、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的に、医療事故の発生予防や再発防止を推進するため、医療事故情報収集等事業、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の3つの事業を運営する。また、医療事故の発生予防・再発防止を促進することを目的とした情報提供のため、事業に参加している病院・診療所・歯科診療所・薬局から報告される事例の質の向上を図る。

I. 2025年度の主要な取り組み

1. 医療事故情報収集等事業

厚生労働省補助金事業: 2025年度予算額 93,450千円

1) 医療事故情報とヒヤリ・ハット事例の収集・分析・提供

(1) 収集

医療事故情報は、法令に定める報告義務対象医療機関および事業に参加を希望する参加登録申請医療機関から、Web上の専用報告画面を用いて収集する。報告された事例を分析するにあたり、医療機関に対し、文書等による問い合わせや現地状況確認調査（訪問調査）を行う。ヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じくWeb上の専用報告画面を用いて収集する。ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業に参加しているすべての医療機関から発生件数情報を、また事例情報については、報告を希望する医療機関から収集する。

(2) 分析

事例の検討・分析のため、様々な事例を検討するコア分析班、薬剤に関する事例を検討する薬剤分析班、医療機器に関する事例を検討する医療機器分析班など、医療安全の専門家等で構成される専門分析班会議を1～2か月に1回定期的に開催する。専門分析班会議では、報告された医療事故情報の分析および報告書や医療安全情報の作成等を行う。報告書の作成においては、様々な角度からテーマを選定し、分析する。また、本事業で選定したテーマに該当するヒヤリ・ハット事例を収集し、テーマに該当する事例を検討する専門分析班会議において、医療事故情報と併せて総合的に分析を行う。

(3) 提供

集計・分析した内容は、以下の情報としてホームページに公表し、医療提供施設、関係団体、行政機関、国民等に対し、広く提供する。また、事業参加医療機関に公表したことを通知する。

①報告書・年報

事例の集計や分析テーマ、再発・類似事例の分析を掲載した報告書を四半期に1回、1年間の集計結果や現地状況確認調査などを掲載した年報を1年に1回公表する。

②医療安全情報

過去に報告書等で取り上げた特に周知すべき情報をもとに、医療安全情報を毎月1回の頻度で作成し、本事業に参加している医療機関および送付を希望する病院にFAXで提供する。また、FAX以外の情報提供の方法について引き続き検討する。

③事例データベース

報告された事例は、マスキング作業や追加情報の反映が終了した事例は、ホームページの「事例検索」に公表する。

④集計表

報告された事例を集計し、ホームページの「集計表」に公表する。

2) 新しい事例報告システム稼働後の対応

事業参加医療機関が報告しやすい環境を整備するため、報告項目や操作性向上を図り、2024年度に大規模システム改修を行った。2025年4月より新しい事例報告システムが稼働するため、医療機関が円滑に事例報告できるよう丁寧に対応し、事例報告件数が従前と同程度になることを目標にする。

3) 生成AIを用いた医療安全に係る院内研修ツールの開発事業

2024年度補正予算額：7,000千円（全額2025年度に繰越）

本事業の医療安全情報などをもとに、医療機関内で活用可能な「医療安全の研修ツール」を作成できるような生成AIを開発する。また、医療機関内で有効に活用する方法について厚生労働省と協力して検討し、研修を行う。

2. 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業

厚生労働省補助金事業：2025年度予算額53,042千円

1) 事例の収集・分析・提供

(1) 収集

本事業に参加している薬局から、対象となる事例をWeb上の専用報告画面を用いて収集する。

(2) 分析

事例の検討・分析のため、薬局業務に精通し、医療安全に関わっている薬剤師等で構成される専門分析班会議を開催する。専門分析班会議では、報告された事例の分析および報告書や「共有すべき事例」の作成等を行う。

(3) 提供

集計・分析した内容は、以下の情報としてホームページに公表し、薬局、医療提供施設、関係団体、行政機関、国民等に対し広く提供する。また、事業参加薬局に公表したことを通知する。

①報告書・年報

事例の集計や分析テーマを掲載した報告書を半年間に1回、1年間の集計結果等を掲載した年報を1年に1回公表する。

②共有すべき事例

特に広く医療安全対策に有用な情報として共有することが必要であると思われる事例を選定し、ポイントを付して毎月1回公表する。

③事例から学ぶ

報告書の各分析テーマで検討した内容をもとに、代表的な事例とこれまでに報告された類似事例や事例のポイントをまとめた「事例から学ぶ」を公表する。

④事例データベース

報告された事例は、マスキング作業等を行い、ホームページの「事例検索」に公表する。

3. 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業

厚生労働省補助金事業：54,565千円（2025年度補助金34,565千円、2024年度補正予算繰り越し2,000千円）

1) 参加を希望する歯科診療所の登録

本事業への参加を希望する歯科診療所の登録作業を円滑に進め、問合せに対応する。参加登録申請が急増すると見込まれる期間中は、人員体制を強化し対応する。

2) 事例の収集・分析・提供

(1) 収集

本事業に参加している歯科診療所から、対象となる事例を Web 上の専用報告画面を用いて収集する。

(2) 分析

事例の検討・分析のため、歯科医療に精通し、医療安全に関わっている歯科医師等で構成される専門分析班会議を開催する。専門分析班会議では、報告された事例の分析および報告書や「歯科ヒヤリ・ハット通信」の作成等を行う。

(3) 提供

集計・分析した内容は、以下の情報としてホームページに公表し、医療提供施設、関係団体、行政機関、国民等に対し広く提供する。また、事業参加歯科診療所に公表したことを通知する。

①報告書

事例の集計結果や専門分析班会議で取りまとめた分析テーマを掲載した報告書を作成し、公表する。

②歯科ヒヤリ・ハット通信

特に広く医療安全対策に有用な情報として共有することが必要であると思われる事例を選定し、ポイントを付して作成し、公表する。

③事例データベース

報告された事例は、マスキング作業等を行い、ホームページの「事例検索」に公表する。

④集計表

報告された事例を集計し、ホームページの「集計表」に公表する。

II 医療安全に関する研修会の開催

事業に参加している病院・診療所・歯科診療所・薬局を対象として、各事業で研修会を実施する。研修会は、各事業が提供している成果物の解説や、それらの活用促進を図る内容、各事業に報告される事例の報告の質の向上を図ることを目的とした内容とする。

III 事業の質改善の取り組み

1) 3つの事業の連携による情報提供

各事業の報告書の分析テーマ等において、他事業に報告された事例を紹介するなど、事業間で連携した情報提供を行う。

2) システムやホームページの改修

事例報告システム等の改修を行い、事例報告がしやすい環境を整える。また、事業の成果物の活用促進のため、ホームページを改修し、情報の視認性を向上させる。

IV ステークホルダーとのコミュニケーション

1) 関係団体との連携

医療安全の一層の推進を図るためには、関係団体と連携を図ることは重要である。独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）などと定期的に情報交換を行い、共同企画として、それぞれの団体で提供している情報を共通のテーマで作成し、同時に提供する。

2) 運営委員会および総合評価部会の開催

3つの事業の運営に関する審議を行う運営委員会を開催する。また、事例の分析や各事業で作成する情報に関して、技術的、専門的な観点から検討、支援を行う総合評価部会を各事業で開催する。

3) 広報活動

医療機関や薬局、関係団体、行政機関等が主催する研修会等における講演依頼に対応し、本事業の意義の周知および成果の還元を図る。また、医療安全に関連する学会において、本事業の周知を行う。

【3】医療の質向上のための体制整備事業

1. 医療の質向上のための体制整備事業

厚生労働省補助金事業：2025年度予算額 28,270千円

1) 本事業の目的

本事業は、医療の質指標等の標準化、普及、公表、および評価・分析支援等を通じて、医療の質向上のための体制を整備することを目的とする。

2) 本事業の運営体制

(1) 運営委員会（医療の質向上のための協議会）

本事業の円滑な実施を図るため運営委員会（医療の質向上のための協議会）を設置・運営し、事業を進めるうえでの課題の分析、対応策の検討等を行う。

(2) 部会

委員会の下にQI標準化・普及部会を設置し、医療の質指標等の標準化、普及、公表等を企画、検討、実施する。必要に応じて部会の下にワーキンググループを設置し、専門的な検討を行う。

3) 事業内容

(1) 医療の質指標等の標準化、普及、公表

① 質指標の保守

現在、医療の質可視化プロジェクトで運用している9指標（医療安全3指標、感染管理3指標、ケア3指標）について、指標情報の再評価（保守）の作業計画を策定し、計画に沿って必要な情報を収集・整理する。保守作業の結果に応じて定義・手順の修正案を策定するが、特にDPCデータを用いて計測する質指標の定義等の修正案については、国と共有のうえ運用時期等を調整する。

② 医療の質可視化プロジェクトの運用

現在運用している指標について、特にDPCデータを用いた計測の状況を検証するために、医療の質可視化プロジェクトを運用する。また、全国への普及に向けて広報活動を行うほか、国の制度を通じた普及方策を検討し、国に提案する。

③ 医療の質指標の計測結果の公表

医療の質可視化プロジェクト集計結果報告書を年度末に公表する。

また、国が定める予定の「令和7年度病院情報の公表」に向けて、本事業で検討した公表事項案を、国に提案する。

(2) 医療の質指標等の評価・分析支援

質指標の計測方法等についての医療現場からの疑義照会に対応する。また、疑義内容のうち一般化できるものを一覧にして公表する等、適宜、プロジェクト協力病院等と情報共有する。

(3) 医療の質指標活用の普及啓発

質指標を用いた質改善活動事例を集積しセミナーを通じて共有する等、普及啓発活動を行う。

4) 事業基盤の整備

これまでの事業運営で、実施要綱に示された内容を着実に実施し、体制整備が進んできたことから、2026年度以降の新たな事業展開に向けて関係者との調整を図る。

【4】研究開発等事業（医師国家試験・医学教育に関する研究）

1. ICT を利用した医師国家試験の評価方法の開発と検証のための研究 （厚労科研）

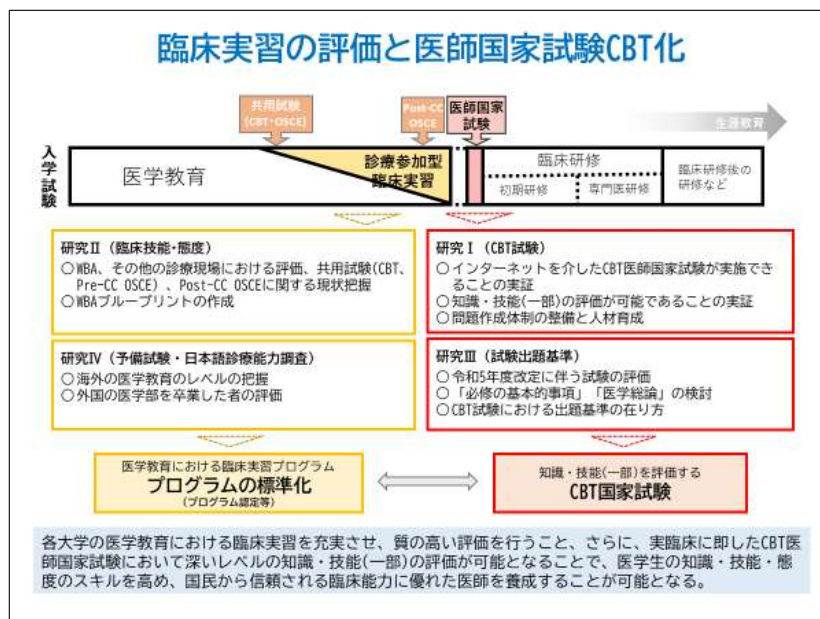
1) 研究目的

我が国の医療の質の向上を図るためには、卒前教育、卒後教育、生涯教育のシームレスな医学教育の取り組みの充実が重要である。医学教育において大きな課題となっている、医師国家試験の CBT 化と臨床実習等について包括的な調査研究を実施し、今後の医師国家試験に関連する検討部会における資料として活用できる知見を得るとともに、ICT を活用した医師国家試験を実施するうえで必要な事項について適切な提言を行うことを目的とする。

2) 研究方法・計画

本研究は将来のあるべき医師像を見据えて、今後の医学教育・臨床実習の充実と医師国家試験の CBT 化の実装に向け、(1) CBT 医師国家試験の導入の実現に向けた課題の抽出等を行うとともに、(2) 医学生の技能や態度の評価、(3) 医師国家試験出題基準の検証、(4) 外国の医学部を卒業した者に対する予備試験と日本語診療能力調査の課題に関して研究を行う。

また、(1)～(4) の 4 つの研究について、研究代表者と研究分担者による班会議を年に 4 回程度開いて連携を図りながら一体的に実施するとともに、厚生労働省、文部科学省等の関係省庁、および日本医学教育学会、日本医学会、全国医学部長病院長会議、日本医師会等の各関連団体とも十分に連携して取り組む。



(1) CBT 医師国家試験の導入実現に向けた研究

CBT トライアル試験をさらに多くの大学で実施するとともに、大学以外の会場での実施を増やし、CBT システム、試験環境、試験運用、CBT 問題の作成・管理等についての課題とその改善策を取りまとめ、CBT 医師国家試験の実装に向けて提言する。

(2) 医学生の技能や態度の評価に関する研究

前年度に引き続き、臨床実習における医学生の評価の実施状況および欧米の WBA の実施状況を把握し、我が国の臨床実習における WBA のブループリントを作成し、臨床実習プログラムの標準化を目指す。

(3) 医師国家試験出題基準に関する研究

前年度に引き続き、医師国家試験における「必須の基本事項」と「医学総論」等に関する検証を行い、医師国家試験全般に関する提言案を作成する。

(4) 外国の医学部を卒業した者に対する予備試験および日本語診療能力調査に関する研究

前年度に引き続き、世界教育連盟 (WFME) による各国の医学部の認定状況、および医学部の教育状況等について調査を行い、予備試験等についての課題と改善策の提言を取りまとめる。

C. 各事業活動を支える評価機構共通の取組み

1. ガバナンスの強化

1) 経営体制に関するガバナンス強化

他の財団等の役員の就任、在任期間等の規定等を確認しつつ、円滑な事業継続をするうえで評価機構の実態を十分踏まえた、あるべき役員の定年制等の議論を開始する。

2) 事業執行に関するガバナンス強化

(1) 独自事業

各事業の単年度計画に記載の KPI を意識した PDCA サイクルを半期ごとに回して、計画達成に向けた進捗を管理していく。また、その進捗状況や環境変化などを踏まえて中期計画のゴールの妥当性も意識しつつ、事業を推進していく。

(2) 補助金事業

基本的には国の政策や予算状況等に大きく影響を受ける単年度事業の更新であることを意識し、従来以上に国との連携を密にしていく。そうしたプロセスの中で、国の事業の方向性が評価機構の考えと一致しているか、財源（補助金）は事業運営をするうえで十分か等を確認して、適切な事業計画の策定とその着実な遂行を実施していく。

3) 情報に関するガバナンス強化（セキュリティ強化）

2023 年度末に策定した情報システム（ソフト、ハード）の取り扱いを定めた「情報システム管理規程」について、1 年の運用を経て実態との乖離や修正の必要性があることが確認できた点等について改定を行う。

2. 人材投資の推進

1) 職員教育

評価機構の事業を担う個々の職員がその持てる能力を十分発揮できるように、職員の研修を実施していく。特に管理職クラスの世代交代も意識した評価機構の次世代を担うリーダーの強化、育成に努める。

2) 働く環境

(1) 職員生産性の向上のために、システムで代替できる機能、作業については極力、機械化していく。2025 年度は現在、紙で実施している決裁文書の起案～決裁までのワークフロー化等を進める。

(2) 職員のやりがい、納得感を高めるために、より一層の適正な評価、および世の中の賃金動向や評価に見合った処遇改定を進めていく。また、評価機構の実態を踏まえた職員が働きやすい環境の整備に努める。

3. 環境に配慮した事業活動

評価機構も事業運営の過程で電力使用や紙の使用・廃棄により一定量のCO₂を排出しているが、評価機構も資源の有効活用、特に紙の使用量削減を通じて環境に配慮した経営を行う。

以上